

平成 27 年 11 月 30 日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会総務文教常任委員会
委員長 高 橋 政 悦

所 管 事 務 調 査 に つ い て

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事項 (1)町民意見提出制度について
 (2)学校給食における危機管理について
- 2 調査期日 平成 27 年 8 月 26 日
 平成 27 年 11 月 19 日
- 3 調査先 町内・札幌市
- 4 調査の結果
(1)まちづくり基本条例の町民意見提出制度について

平成 18 年に条例施行がされた清水町まちづくり基本条例は、その根本理念として町民がまちづくりに参加し、町民主体のまちづくりを実践するために作られたものである。しかしながら、理念は在り

つつも町民を巻き込む手段が、仕組みとして成り立っていない状況がみられるため調査を行った。

町の政策における各種計画等の幅広い意見募集を求める町民意見提出制度（パブリックコメント）は、本年よりホームページ上での掲載方法を一部変更して利便性を向上させたものの、結果を見たとき提出ゼロの案件がほとんどであり、本条例の主旨から考えた時、この制度自体が形骸化していると思わざるを得ない。

企画課からは、「町民が関心を持ちやすい案件には複数の提出があるが、専門的な部分の意見募集になると提出はゼロになる」との説明を受けた。

町民から意見を提出してもらおうといった意識においては、パブリックコメントを行う必要がある各部署において、町民が意見を出しやすくするための工夫がより必要であると感じた。

町からはパブリックコメントを求める資料以外に、更に解説書等を作ることは、単純に事務量が膨大化するため、対応に苦慮する旨の説明を受けた。委員会としては、特に意見をいただきたい部分を抜き出すようなダイジェスト版の作成等を含め、より一層町民に参加してほしい部分を明確化した上で、有効に町民意見提出制度を活用するための今後の検討を行っていただくことを確認した。

（２）学校給食における危機管理について

本年、複数回にわたり発生した給食への異物混入報告をふまえて、学校給食における危機管理について、教育委員会の学校給食管理体制（職員の役割）、異物混入・食中毒等防止対策の留意点、異物混入発生時の対応、食物アレルギー事故・窒息事故の対応について調査を行った。

8月26日、北海道教育庁学校教育局において、平成21年施行の学校給食衛生管理基準に基づく管理体制及び対応等についての説明を受けた。

その推奨される運用マニュアルは、管理者の役割や責任分担が大まかに整理されているだけで、細部にわたっての指針となるものではなく、常識の範囲を脱していない。

本町においては、文部科学省からの通達だけではなく、独自に事故発生の都度、危機管理マニュアルの精査、改定及び学校給食衛生管理マニュアルに基づく点検の必要性を感じた。

11月19日、本町学校給食センター内において、センターの現状把握のため、継続しての調査を実施した。センターでは部外者の立ち入りを厳しく制限しているため、窓越しからの施設視察となったが、会議室において教育長を始めとする学校教育課の担当者より、学校給食管理関係についての施設の概要、業務体制、調理員の作業分担等について説明を受けた。

聞き取りの中で、調理環境等の改善が必要な部分が見受けられたが、担当者から必要度の高いものから順次改善していく予定であることを確認した。

また、設備については機能・容量等の不足部分をメニューで工夫するなどの対応努力がなされている。

更に平成26年7月制定の学校給食における危機管理マニュアルに基づく現状についても説明を受けた。

学校給食における作業点検要領に基づく異物混入防止基本方針、機械・器具等の日常点検表・保守点検表による管理、異物混入事例データ・賄材料納入品クレーム事例データの整理など、関係職員が共通の危機管理意識を認識して今後も事故防止に努めていく体制を確認した。

委員からは長期・短期的な施設の環境改善に関しての年次計画を作成し、計画及び実行性のある調理環境整備の改善等を強く行う必要があるとの意見が出された。